

厚生労働省医政局医事課長 殿

東京都地域医療対策協議会会長
(公 印 省 略)

医師法第16条の8の規定に基づく専門研修に関する協議について（意見書）

医師法第16条の8の規定に基づき、東京都地域医療対策協議会において、都内基幹施設による各プログラムの内容について協議を行いました。平成30年 月 日付医政医発 第 号 3（2）①から④までについて、問題がないことを確認しましたので、報告いたします。

なお、東京都地域医療対策協議会として、新たな専門医制度における平成31年度の実施及び実施体制等について、厚生労働省及び一般社団法人日本専門医機構に対し、下記のとおり要望いたしますので、十分に考慮したうえで制度を実施していただきますようお願いいたします。

記

- 1 専門医の質の向上という制度本来の目的に鑑み、地域偏在の是正のために研修の質が損なわれることがないように、適切な運用を図ること
- 2 都において今後見込まれる医療需要の増加や、都内医療機関が担っている医師の派遣機能等に鑑み、専攻医の定員数及び採用者数の削減を行わないこと
- 3 地域枠により都が医師の確保に努めている小児科、救急科及び総合診療の領域については、定員数及び採用者数の制限をしないこと
- 4 公立病院は、行政的医療を提供する都立病院をはじめとして、都内に不足する地域医療の安定的な確保のために重要な役割を果たしていることから、定員数及び採用者数の配分に当たっては十分考慮すること
- 5 専攻医の登録及び採用に当たっては、専攻医の立場に立った運営を行うこと
- 6 一般社団法人日本専門医機構は、専門医制度を開かれた制度とするため、医療機関や専攻医等への情報提供や国民への情報公開を徹底すること
- 7 厚生労働省は、都道府県が地域医療対策協議会において地域の医療提供体制の確保に与える影響等を適切に協議できるよう、必要な情報を迅速に提供するとともに、広く都道府県の意見を聴取し施策に反映させること